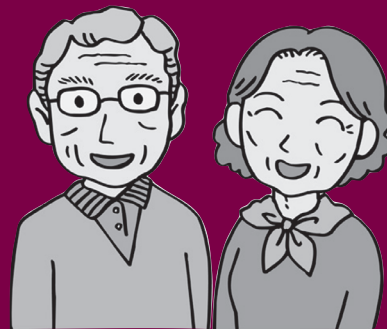


# 後期高齢者(長寿) 医療制度の 大切なお知らせ



## 新年度(平成21年4月)から どなたでも保険料を「口座振替」できます

後期高齢者(長寿)医療制度の保険料を年金から天引きされているかたは、新年度(平成21年4月)から、どなたでも「口座振替」による支払いに変更できます。

平成20年4月2日以降10月1日までに資格を取得したかたは、平成21年4月から年金天引き(仮徴収)が開始されます。口座振替を希望されるかたは、2月2日までに手続きをお願いします。

### 口座振替にすると

口座名義人の社会保険料控除の対象になり、所得税や市県民税が減額になる場合があります。

### 手続き方法

- 1 金融機関窓口で、口座振替をする旨をお申し出になり、口座振替依頼書へご記入ください。
  - 2 金融機関窓口で口座振替依頼書を提出した後、その口座振替依頼書(金融機関で口座振替の手続きをした際に受け取るお客様保管用)と印鑑をお持ちのうえ、市の窓口(保険課医療給付係、比内総合支所市民課、田代総合支所市民課)へお越しください。
  - 3 保険料納付方法変更申出書を記入し、提出いただければ手続き完了です。
- 詳しくは、保険課医療給付係までお問い合わせください。

### 手続き期間

2月2日(月)までに手続きしてください。期間中に受け付けた分は、4月支給分の年金からの天引き(仮徴収)が中止され、7月から口座振替でお支払いいただくことになります。お支払いいただく保険料の総額は変わりません。

2月2日(月)を過ぎても手続きはできますが、その場合は、申し出の時期により6月支給分以降の年金からの天引き(仮徴収)が中止となり、7月以降随時口座振替が開始されます。

お申し込み・お問い合わせ先  
保険課医療給付係 ☎43 - 7046